

覚 書

三重県三重郡菰野町長 諸岡高幸 (以下『甲』という。) と 住所と名前を記入する  
(以下『乙』という。) とは、  
給水加入金について、以下のとおり覚書を交換する。

第1条 甲は、乙が菰野町水道事業給水条例第37条の2項に基づき、給水区域内に新規に給水を開始するときは、給水加入金を徴収しない。又、期限は給水撤去完成日 ( 年 月 日 ) より3年とする。

第2条 乙は、菰野町 (水栓番号 φ mm) の給水装置について菰野町給水条例第37条の2項の適用を受けるため、この装置を廃止し、当該土地については今後一切自己に加入金の権利があるとの主張をしないことを約束し、第三者に損害が及ばぬようにすること。

第3条 乙は、今後給水の申込をする場合、前条の給水装置より増径となる場合は、その増径分の差額を支払うこと。また、減径となる場合、その減径分の差額は還付しないものとする。

第4条 この覚書は給水加入金についての覚書であるため、今後給水の申込する場合の手数料、工事費等については別途とする。

第5条 この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地

菰野町長 諸岡高幸 印

乙

印

住所と名前を記入する